

## 営農継続支援助成金制度について

燃油等の価格高騰により農業経営に対する不安感が増すなか、農産物の安定的な供給体制を維持するとともに町内農業の担い手を支援します。

### 対 象 者

町内に住所を有する方または町内に主たる事務所を置く法人であって次のいずれかに該当する方

- 1 認定農業者及び認定新規就農者
- 2 町内生産組合の組合員
- 3 令和3年の農業収入が100万円以上の方

※1、2の対象となる方には、申請書兼請求書を送付しております。

### 補 助 額

一律7万円です。

ただし、施設園芸農業を行う農業者については10万円です。

※「施設園芸農業」とは、加温設備を備えた温室、ビニールハウス及びこれらに類するものを利用して野菜、花き、果樹及びその他の園芸作物を生産することをいいます。

### 申請手続き

伊奈町営農継続支援助成金交付申請書兼請求書（第1号様式）に必要事項を記入・押印（認印可）のうえ、以下の書類を添付し、役場アグリ推進課窓口へ提出してください。

- ・振込先通帳のコピー（表紙）
- ・対象者のうち、3に該当し申請する方は令和3年の農業収入が確認できる書類

### 申請期限

令和4年12月15日（木）まで

### 助成金交付までの流れ

12/15まで  
申請書兼請求書提出 → 1月  
申請内容確認  
交付決定通知 → 2月  
振込予定

お問い合わせ

伊奈町アグリ推進課 農業政策係

電話：048-721-2111 内線2233